

浜松市まちなか店先道路空間利活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市（以下「市」という。）が店舗を運営する事業者に対して、道路空間の一部を店舗事業のために利用（以下「利活用」という）させることによって、店舗内に人が密集する状態を緩和し、以て新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資することを目的として、実験的に行う浜松市まちなか店先道路空間利活用事業（以下「利活用事業」という）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、道路とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で市が管理するものをいう。

2 この要綱において、歩道とは道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第1号に規定するものをいう。

(対象区域)

第3条 この要綱において、対象となる道路は別表1に定められた道路とする。

(利活用事業の参加対象者)

第4条 利活用事業に参加することができる者（以下「利活用事業者」という。）は、第3条に規定する道路に面する店舗を運営する者とする。ただし、暴力団（浜松市暴力排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）、暴力団員等と密接な関係を有する者は除く。

(利活用事業の対象外業種)

第5条 前条の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者は、利活用事業者から除く。

(参加の申込及び承認)

第6条 利活用事業者は、利活用事業に参加しようとするときは、市長に申込をし、承認を得なければならない。

2 前項の規定による申込は、申込書（様式1号）に誓約書（様式2号）を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込について承認する場合は、申込者に対して遅滞なく承認書（様式3号）を送付するものとする。

4 市長は、第1項の承認をするに当たっては、申込者が利活用できる歩道の範囲を指定し、第8条各号に規定する条件を付して行うものとする。

5 前項に規定する申込者が利活用できる歩道の範囲は、歩行者の交通量が多い歩道にあっては歩道空間を3.5m以上残した残余の範囲、その他の歩道にあっては歩道空間を2m以上残した残余の範囲であって、申込者の店舗と接する歩道の範囲とする

(利活用の期間及び時間)

第7条 前条第1項の承認期間（以下「利活用期間」という。）は令和2年6月19日から8月31日とする。ただし、利活用事業に係る道路法第32条第1項の規定による道路の占用許可及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日を以て承認の期間を終了するものとする。

2 承認を受けた利活用事業者が、道路空間を利活用できる時間（準備に要する時間を含む。以下「利活用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとし、午後10時までには原状回復させることとする。

(利活用の条件)

第8条 市長は第6条第1項の承認に当たって、承認を受けた利活用事業者に次に掲げる条件を遵守させるものとする。

- (1) 利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復すること。
- (2) 利活用する場所及びその周辺の美化に努め、道路や樹木等を損傷しないこと。
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）及びその他法令に抵触しないこと。
- (4) 利活用は市が指定する範囲において実施し、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。
- (5) 利活用に当たり、視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないこと。
- (6) 利活用する場所に設置する物は、容易に移動可能なものとする。
- (7) 利活用する場所に車両を駐車しないこと。
- (8) 利活用する場所を、自身の店舗事業以外の用途に使用しないこと、及び第三者に使用させないこと。
- (9) 利活用については、人が密集する状態を緩和することに資する方法で行うこと。

(承認の取消)

第9条 第6条第1項の承認を受けた利活用事業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取消することができる。

- (1) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (2) 申込書類等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 第6条第1項の承認に当たって付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく警察及び市からの指示に従わない場合。
- (5) 新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく公示において、静岡県が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、静岡県又は市から休業を要請されたとき。
- (6) その他不適當な行為があると市長が認めるとき。

(承認書の表示)

第10条 第6条第1項の承認を受けた利活用事業者は、利活用事業に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等から見えやすい場所に表示しなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、利活用に係る物件に立ち入り、必要な指導をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年8月31日に廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年8月31日に廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行し、令和2年8月31日に廃止する。

別表 1

路線名	範囲
伝馬旭 1 号線	国道 257 号及び元浜米津線と交差するまで。ただし北側歩道部分のみ。
元浜米津線	伝馬旭 1 号線及び元城東田町 1 号線と交差するまで。
国道 152 号	北田町鍛冶 1 号線及び国道 257 号と交差するまで。
国道 257 号	国道 152 号及び伝馬旭 1 号線と交差するまで。
田町高林線	国道 152 号及び中央住吉線と交差するまで。
旭町鴨江線	東端から紺屋大工 1 号線及び大工成子 1 号線と交差するまで。
千歳海老塚 1 号線	千歳 4 号線及び飯田鴨江線と交差するまで
曳馬中田島線	連尺板屋 1 号線及び板屋 8 号線と交差するまで



様式1号

令和 年 月 日	
(あて先) 浜松市長	
申込者	住所(所在地) 団体名 代表者氏名
浜松市まちなか店先道路空間利活用への参加申込書	
浜松市まちなか店先道路空間利活用要綱の規定により、次のとおり申し込みます。	
記	
店名・屋号等	
所在地	浜松市中区
利活用内容	※図面を添付してください
担当者連絡先	氏名： 電話番号： 緊急連先：
商店会等同意欄(※)	上記申し込み同意をします 団体名・代表者印

※商店会等の同意が得られない場合はご相談下さい。

様式2号

誓約書

私は、「浜松市まちなか店先道路空間利活用に関する要綱」に基づき行われる浜松市まちなか店先道路空間利活用事業（以下「利活用事業」という。）の趣旨に賛同し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために歩道空間を利用するにあたり、以下の内容について誓約します。

記

- ・ 利活用事業への参加の申込に当たり、浜松市から示された条件に従って道路を利活用します。
- ・ 道路の利活用に当たっては、警察及び浜松市からの指示に従います。また、市が利活用事業の実施に当たり調査が必要な場合は、市の調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。
- ・ 利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復します。原状回復を怠った場合は、浜松市において設置物を移動して差し支えありません。道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任を以てその損害を賠償します。
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）等の関係法令を遵守し、設置する物については、責任をもって管理監督を行います。
- ・ 浜松市客引き行為等の禁止に関する条例（令和元年浜松市条例第34号）を遵守し、客引き行為等を行いません。
- ・ 道路空間の利活用については、自らの店舗事業の範囲内において自ら行うものとし、第三者に利用させません。
- ・ 道路空間を利活用する際には特に歩行者等の安全に配慮し、道路の美観保持に努めます。
- ・ 騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保ちます。
- ・ 利活用時間終了後の片付けについては、参加店舗相互で確認をします。
- ・ 道路空間の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。
- ・ 申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団（浜松市暴力排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）、暴力団員等と密接な関係を有する者でなく、また上記の暴力団、暴力団員、及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・ 申込及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。
- ・ 要綱第9条各号に規定する事由に該当するに至った場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

以上

令和 年 月 日

浜松市長様

所在地

名称

代表者氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自筆してください。押印は不要です。

承認書

様

浜松市長 鈴木 康友

令和 年 月 日付けで申込のあった浜松市まちなか店先道路空間利活用への参加について、次のとおり承認します。利活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守すること。

記

利活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、利活用事業に係る道路法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日を以て承認の期間を終了するものとする。
利活用が可能な時間	午前9時から午後9時まで（準備に要する時間を含む。） 午後10時までに片付けを完了すること
利活用の場所	現地において市が指定する範囲
条 件	<p>(1) 利活用の期間及び利活用が可能な時間の終了後、速やかに利活用した場所を原状回復すること。</p> <p>(2) 利活用する場所及びその周辺の美化に努め、道路や樹木等を損傷しないこと。</p> <p>(3) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）等の関係法令を遵守すること。</p> <p>(4) 利活用は、利活用の場所として指定する範囲において実施し、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるように配慮すること。</p> <p>(5) 浜松市客引き行為等の禁止に関する条例（令和元年浜松市条例第34号）を遵守し、客引き行為等を行わないこと。</p> <p>(6) 利活用に当たり、視覚障害者誘導ブロックの利用を妨げないこと。</p> <p>(7) 利活用する場所に設置する物は、容易に移動可能なものとする。</p> <p>(8) 利活用する場所に車両を駐車しないこと。</p> <p>(9) 利活用する場所を、自身の店舗事業以外の用途に使用しないこと、及び第三者に使用させないこと。</p> <p>(10) 利活用時間終了後の片付けについては、参加店舗相互で確認を行うこと。</p> <p>(11) 利活用事業に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等の見えやすい場所に表示すること。</p> <p>(12) 利活用については、人が密集する状態を緩和することに資する方法を行うこと。</p>